

重要事項確認

1. ご契約について

- ☐ マンスリーメンバー制度は月会費制です。原則として、ご本人名義のクレジットカードで毎月決済させていただきます。
- ☐ マンスリーメンバー制度の契約は、**解約手続きが完了するまで自動更新とします（継続必須期間が満了しても解約手続きがなされない限り契約は継続します。）**。
- ☐ 継続必須期間の記載があるプランは、継続必須期間以上の契約が必要です。
- ☐ ご登録時にお支払いいただいた1か月目及び2か月目の月会費と登録金は返金できません。
また、継続必須期間内での休会・退会はできませんのでご了承ください。
- ☐ 3か月目以降の月会費については毎月ご登録のクレジットカード会社を通じ、カード会社指定の決済日に自動引き落としになります。
- ☐ お申込内容に不備がある場合、再度お申し込みが必要となる場合がございます。
- ☐ お支払い状況により、契約を打ち切らせていただく場合がございます。
- ☐ 契約期間中はご利用回数に関わらず、月会費が発生します。

2. ご利用について

FIRSTSHIP マンスリー会員制度規約、並びに FIRSTSHIP 会員規約に則り、サービスの提供が困難と判断した場合、ご来店当日にご利用をお断りする場合がございます。

3. ご契約の変更について

- ☐ ご登録された情報が変更になった場合、直ちにマイページより情報をご変更ください。

4. ご解約について

- ☐ 解約希望月の前月 15 日までに、店頭でお申込された方は登録店舗にて、店頭以外でお申込された方はマイページからお手続きください（解約希望月の末日をもって解約となります。）。
15 日を過ぎて解約手続きをされた場合は、翌々月以降の解約となりますのでご注意ください。（例：6 月より解約希望の場合 5 月 15 日までに手続き）
電話や代理人による解約は受け付けておりません。また、登録店舗での解約手続きが必要となる場合で 15 日が登録店舗の定休日と重なる場合は、前営業日までにお手続きをお願い致します。
- ☐ 解約後、再度マンスリーメンバーに登録する際には、所定の費用が必要となる場合がございます。（再登録費用 10,000 円（税込））

5. その他

- ☐ 心身ともに健康で、ヨガをすることに問題がないということに同意します。
- ☐ 当社は運営上必要と判断した場合または経済情勢との変動に応じて、会員種類の改廃もしくは金額の変更をすることができ、当社判断の告知方法にて告知するものとします。

FIRSTSHIP マンスリー会員制度規約

第 1 条(適用)

- 本規約は株式会社 LAVA International（以下、「当社」といいます）の「FIRSTSHIP」（以下「本サービス」といいます）のマンスリーメンバー制度（以下「本制度」といいます。）に登録する方に適用します。
- 本制度と、本サービスを月単位で継続的にご利用いただくための制度です。
- サービス利用に関する条件については、別途規定する「FIRSTSHIP 会員規約」に従うものとします。

第 2 条(目的)

本制度は本登録者が本サービスを利用することで、ヨガ・ピラティス等を通して美と健康の維持と増進、心身の育成を目的とします。

第 3 条(登録制)

- 本制度は登録制とします。
- 登録者の個別施設を構成する空間（以下「諸施設」といいます）の利用範囲、条件については個別の施設ごとに定められております。
- 登録者が、諸施設を利用するときは会員証をご提示いただきます。

第 4 条(登録資格)

- 本制度の登録資格は以下の通りとし、その項目全てに該当する方とします。
 - 本制度の目的に賛同し、当該制度規約、並びに、その他の規則を守れる方。
 - 諸施設の利用に堪え得る心身状態であることを当社に申告いただいた方で、医師から諸施設が提供するサービスの利用を禁止されていない方。
 - 過度ないし刺青をされていない方。但し、部分的なファッションタワー等、店内において、他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができればこの限りではありません。
 - 暴力団関係者でない方
 - 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病、及びこれに類する疾患のない方。
 - 集団感染する恐れのある疾病を有しない方。
 - 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有しない方。
 - 過去、当社より除名通告を受けていない方。
- 登録者は第 5 条の手続きを完了し、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、登録資格を取得したものとします。本制度の登録資格は他の方に相続、譲渡できません。

第 5 条(登録手続き)

- 本制度に登録しようとするときは、当社が定める以下の手続きを完了して頂きます。なお、当社が申込を承諾し、以下の手続きが完了した時点をもって当社と登録者との間にマンスリーメンバー契約が成立するものとします。
 - 所定の申込画面に入力いただくか、所定の申込用紙にご記入いただき、入会申込手続きを行って頂きます。
 - 制度区分に従って別に定める諸費用を当社に払い込み頂きます。
- 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込書類により親権者の同意を得たうえで、申し込み頂きます。この場合、親権者は自らの登録資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

- 登録者は、入会申込時に記した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きを行います
- 当社より登録者の住所宛に通知する場合は登録者から届出のあった最新の住所宛に行い通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第 6 条（諸費用）

- 制度区分毎の諸費用は別に定めます。なお、初月の月会費についてのみ登録日から当該月の月末までの日割り計算となります。
- 登録者は別に定める諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用を所定の引き落とし方法、或いは、払い込み方法により実行して頂きます。
- 登録者には、実際の施設利用の有無に関わらず、登録資格喪失までの諸費用をお支払い頂きます。尚、一旦納入した諸費用は、原則として返還致しません。

第 7 条（クレジットカードの利用要件）

- カード名義と当社のご契約者が同一の場合のみお申込みいただけます。
- 当社にクレジットカード支払いの変更または終了のお申出がない限り、ご指定いただいたクレジットカードにより料金をお支払いいただきます。
- クレジットカード自動引き落としの開始時期は、お申込みいただいた月の翌々月の料金からとなり、毎月 20 日に翌月分の月会費を決済致します。クレジットカード支払いを開始する前の料金のお支払いにつきましては、所定の支払い方法でお支払いください。
- クレジットカード支払いに必要となるお客様の個人情報（お客様番号・料金等）を当社又は請求事業者からカード会社に通知することを承諾いただきます。
- ご指定いただいたクレジットカードの会員番号、有効期限に変更や更新があった場合は、速やかにマイページより変更手続きを行ってください。
- カード会社により、会員番号、有効期限が変更、更新された場合、お客様に事前にお知らせすることなく、変更、更新された会員番号や有効期限がカード会社より当社に通知される場合がありますのでご了承ください。この場合、引き続き更新されたクレジットカードにより、クレジットカード支払いを継続させていただきます。なお、カード会社から当社に対し、変更、更新された会員番号、有効期限が通知された場合であっても、当社において更新されたクレジットカードの登録処理が完了するまでの間は、当社又は請求事業者から料金を直接請求させていただく場合があります。
- カード会社の規約により会員資格を喪失したときなどは、クレジットカード支払いを終了し、当社又は請求事業者から料金を直接請求させていただく場合があります。
- カード会社の規約により会員資格を喪失したとき、またはクレジットカード契約が終了したときなど、クレジットカードが利用できない状態にあるときでも、当社又は請求事業者がその旨の通知をカード会社から受けた翌月ご利用分の料金まではカード会社から料金を請求させていただく場合があります。
- カード会社の規約により、クレジットカード支払いが承認されない場合、当社又は請求事業者から料金を直接請求させていただく場合があります。
- カード会社よりクレジットカード支払いが承認された後に、その理由の如何を問わずカード会社から当社への当該クレジットカード支払いにかかる立替金等の支払いが取消された場合には、当該立替金等の支払いが取り消された料金にかかるクレジットカード支払いを取り消し、当社又は請求事業者から料金を直接請求させていただく場合があります。
- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更後は変更後の規約が適用されます。変更した規約については、当社ホームページに公開いたします。また、当社からのお知らせについては、当社ホームページに掲載した時点をもって、通知したものとさせていただきます

第 8 条（登録資格喪失）

登録者は次の各号に該当する場合、その登録資格を喪失し、登録者としてのすべての権利を喪失します。この場合、当該時点でマンスリーメンバー契約が終了するものとします。

- 第 10 条に定める解約を申し出、当社がこれを承認し、当該解約の効力が生じたとき。
- 第 9 条により除名されたとき。
- 会員本人が死亡したとき。
- 別に定める「会員規約」により登録手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。

第 9 条（登録除名）

当社は次の各号に該当する場合、登録者を本制度から除名することができます。

- 登録者が第 4 条の登録資格を喪失したとき。
- 登録者が本制度の規約及び諸規則に違反したとき。
- 登録者が諸費用の支払を怠ったとき。
- 登録者が法令に違反したとき。
- その他当社が登録者を本制度の対象としてふさわしくないと認めたとき。

第 10 条（解約・休会）

- 登録者は自己都合により解約・休会するときは、希望月の前月 15 日までに、店頭で登録された方は登録店舗に来店し、店頭でのご登録でない方はマイページから当社所定の手続きをご本人様により完了して頂きます。当社は手続きが完了し、マンスリーメンバー契約が解約となるまで、諸費用を請求する権利を有します。
- 解約後、再度マンスリーメンバー制度に登録する際には、所定の費用が必要になる場合があります。
- マンスリーメンバー契約は月単位での継続利用契約であり、解約については月の末日をもって解約となります。
- 継続必須期間満了後から解約・休会の適用が可能です。ただし、けが、病気、妊娠又は転居を理由とする場合であって、医師の診断書もしくは母子手帳又は転居先の住所が分かる資料をご提出いただいた場合には継続必須期間中においても解約・休会をすることができます。
- 休会期間中は、毎月所定の事務手数料 2,000 円（税込、クレジットカード自動引き落とし）を頂戴いたします。
- 休会から復会を希望されるときは、希望月の前月 15 日までに店頭で登録された方は登録店舗に来店し、店頭でのご登録でない方はマイページよりご本人により手続きを完了して頂きます。
- 登録店舗での手続きが必要となる場合で 15 日が登録店舗の休業日と重なる場合はその前営業日までに手続きを完了して頂く必要があります。

第 11（利用の禁止）

次の各号に該当する方は本サービス及び本施設をご利用できません。

- 妊娠している方（一部サービス、特別レッスンではご利用いただける場合があります）
- 酒気を帯びている方
- 刃物など危険物をお持ちの方
- その他第 4 条の各号のいずれかを満たすことができない方
- 医師から本サービスの利用を禁止されている方。

第 12 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

- 当社は、本規約に基づいて登録者が負担すべき諸費用について当社が必要と判断したときは変更することができます。
- 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは変更することができます。
- 前 2 項を変更するとき、当社は一ヶ月前までに、登録者にこれを告知します。登録者への告知方法は、弊社 WEB サイト、または施設内への掲示とします。
- 法人登録においては、法人登録契約の変更により諸費用等が変更になるときはそれに従って頂きます。

第 13 条（規約の改訂）

当社は、規約等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、当社は予め告知し、改訂した規約等の効力は全ての登録者に及ぶものとします。本規約における会員への告知方法は、弊社 WEB サイト、または施設内への掲示とします。

第 14 条（個人情報保護）

当社は、登録者から取得した個人情報について、当社の定めるプライバシーポリシー（<https://lava-intl.co.jp/privacy/>）に従って取り扱うものとします。

第 15 条（管轄）

本制度及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2019/8/1 改定)
(2017/12/27 改定)
(2025/5/20 改定)